

令和6年度

3月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和7年3月14日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第 39 号」及び「議題第 40 号」、「議題第 41 号」、「議題第 42 号」、「その他⑥」については、後日公表されるものであることから、「議題第 43 号」については、人事に関するものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和 6 年度 2 月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第 35 号 県教育庁組織規則の一部改正について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

松山郁子委員

改正内容の 1 について、課名変更の目的と業務の変更内容があれば教えてください。

教育政策課長

先月の定例教育委員会でもお伝えしましたとおり、近年、いじめや不登校等の生徒指導上の諸対応が多くなるなか、人権同和教育課が生徒指導を担当する課であるということを表記するために組織改正を行ったところであります。組織改正に伴いまして、業務内容の変更はありません。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第 36 号 県立図書館管理規則の一部改正について

生涯学習課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

柳委員

視聴覚ライブラリーの廃止について理由がよく分かりました。視聴覚ライブラリーが廃止されると初めて聞いた時は戸惑いましたが、7ページの資料に記載されているように、アナログ資料を後世に残すために廃止するということがよく分かりましたので、是非、このことを県民に十分に周知してほしいと思います。特に、私たちと同じ年代の方々にとっては、視聴覚ライブラリーは密着したものでありますから、それがなくなるということだけが表に立ってしまうことがあるため、そうではなく後世に残すために改革するという、前向きな方向性を周知いただけるとありがたいです。また、図書館に行った際に視聴覚ライブラリーにあった物がどこにあるのか、場所が明記されていると不安がなくなるのではないかなと思います。

生涯学習課長

前向きに図書館と共に取り組んでいきたいと思っておりますし、図書館内での掲示の仕方も含めて検討してまいりたいと思っております。

松山郁子委員

Q & Aの中で、「視聴覚ライブラリーって何?」とありますが、社会教育充実を図る映画上映のためという元々の目的がちがうものを、今回、図書館資料として扱うには改正が必要だと思っておりますが、昭和23年当時、視聴覚ライブラリーとして別途設定した理由は何かあったのでしょうか。

生涯学習課長

歴史を紐解きますと、GHQが占領下において、各県に16ミリ映写機とフィルムを貸与し、その受け皿を作ってほしいということがスタートのようです。いわゆる戦後の日本の発展等の記録をしっかりと見せてほしいなどの目的があったと思います。ただし、これは文部科学省の通知で法令ではありませんでした。他県においては本県同様、変更しているところもありますし、ライブラリー自体がない県もあります。本県としては、資料をしっかりと後世に残していく

ということを念頭において、今回改正させていただきました。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、案のとおり決定します。

◎ **議題第 37 号 教育職員免許法等施行細則の一部改正について**
教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、案のとおり決定します。

◎ **議題第 38 号 宮崎県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について**

高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

柳委員

協議会の承認を得るものが3項目に減ったということですが、これまでの組織編成や予算の執行、学校施設及び設備の管理及び整備に関することについては、承認等は得なくても、相談はできるのでしょうか。

高校教育課長

そちらを踏まえたものについては、(3)の項目にあります、「校長が必要と認める事項」に含まれていると考えております。

松山郁子委員

改正の内容の削除について、予算の執行や組織の編成等の承認事

項をなくすことについては、全ての学校や協議会の委員等に照会等
をかけたのでしょうか。

高校教育課長

全ての県立学校の校長に対して、今回の規則の改正については、
御意見をいただいているところです。特に、「困る」という御意見
はいただいております。

松山郁子委員

協議会の委員の方には意見を伺ったのでしょうか。

高校教育課長

現在、学校運営協議会が設置されている学校が7校あり、協議会
を設置しようとする場合は、校長、保護者、地域住民に御意見を伺
うことになっております。保護者には例えばPTAの方、そして地
域住民の代表としまして、学校運営協議会の委員、学校運営協議会
がない学校には学校評議員に意見を求めたところです。

教育長

学校評議員は、評価はいただくことができますが、運営について
まで御意見をいただくことがなかったため、より踏み込んだ御意見
をいただけるのではないかと考えております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、案のとおり決定します。

4 その他

◎ その他① 県立学校における学校運営協議会の追加の設置に ついて

高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

森山委員

エリア型コミュニティ・スクールとテーマ型コミュニティ・スクールは学校ごとに振り分けるのでしょうか。それとも、2つの要素を交じり合わせて、1つの学校に2つの取組をもって行くということになるのでしょうか。

高校教育課長

こちらについては、それぞれの学校において、自分の学校がどちらに当てはまるか主体的に考えてもらおうと思っております。例えば、エリア型コミュニティ・スクールでしたら、今も行っている飯野高校や高千穂高校のように地域の方と連携しながら取り組んでいる学校が当てはまると考えております。また、テーマ型コミュニティ・スクールについては、例えば、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）が4校ありますが、現在でも様々な大学の先生や学識経験者や企業の方々に学校に入ってもらい運営協議会というものを行っております。そういった方々に学校運営協議会にも入っていただき、学校経営についてもお話をいただこうと考えているところでもあります。

森山委員

取組の内容によって、今後、生徒は学校を選択する可能性があるということではよろしいでしょうか。

高校教育課長

委員の御指摘のとおり、学校の魅力化につながっていくものであると考えておりますので、生徒が学校の魅力を知り、進学先として選択するという事は十分に考えられるものであります。

木村委員

全ての学校に学校運営協議会を導入するということは、学校と地域が連携して学校の課題解決や運営に参画し、子どもたちの学びや体験活動にもつながり、大変意義あることと思いますが、現在7校から全ての学校に導入するとなると、協議会委員の選定や設置後の運営など、様々な御苦勞や課題も出てくると思います。私自身、学校運営協議会の委員を務めておりますが、協議した内容や学校の評価など、どのように生かされているのかと感ずることもあります。県からも継続的な支援や研修会等を充実していかれるとよいと思います。

高校教育課長

一気に導入するには課題があるのではないかという御指摘ですが、私どももその点については心配しておりました。校長先生方にお話ししたのは、一気に形作るのではなく、今の学校評議員にまず学校運営協議会の委員として入っていただき、第1段階として、これまでよりも深く御意見をいただく、そして、第2段階として、学校の課題解決のために、どういうメンバーを入れていけばよいかを考えていくというように、段階的に進めていけるとよいと考えております。また、次年度初めに校長会において、研修会の日時等について周知を図り、研修会を行っていきたいと考えております。

松山郁子委員

先程の議題と重なりますが、協議事項について教育委員会が必要と認めるものから、校長が必要と認めるものに変更になるということで、学校の個性に合わせるという、コミュニティ・スクールの本来の目的に合致する部分はあると思います。一方で、協議事項において、協働して地域活動を行ったり、周辺地域の方に協力を頼んだりするというのも議題になることがあると思いますが、校長先生の異動により、以前は議題になっていたものが新しい校長先生では議題にならないなど、学校において取組の差が生じるのではないかと心配しております。継続的な活動をしていただくためにも、方針自体は校長先生のマネジメントでされると思いますが、活動の維持については、しっかり引き継ぎをしていただきたいという思いが、地域活動をされている方にはあるのではないかと思います。

高校教育課長

継続的な取組になるように、管理職はもちろんのこと、それぞれの担当の先生方にしっかりと周知を図ってまいりたいと思います。また、学校には、それぞれスクールミッションというものがあり、これに合わせてスクールポリシーも設定しておりますので、そのミッションやポリシー、学校の教育目標の達成に向けて継続的に取り組むことは非常に大事なことでありと考えておりますので、しっかり周知を図っていきたいと考えております。

教育長

市町村立学校においては、学校運営協議会もしくは地域学校協働活動本部を90パーセント以上設置し、一体的に取組を推進してきておられますので、有効な取組等を県立学校でも学ばせていただきたいと思っております。全ての特別支援学校に学校運営協議会が設

置されるということは、全国導入率を見ても分かるように、これから進めていかなければならない部分が多いですので、先駆けて学ばせていただきたいと思います。市町村立学校のメリットやデメリットを、特別支援学校を含めた県立学校にも引き継いでいただけるよう、連携をお願いしたいと思います。

高校教育課長

先程の議題第 38 号の 11 ページの記載で、第 10 号を第 10 条に変更をお願いいたします。申し訳ございません。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

◎ その他② 市町村立幼稚園の休園について

義務教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

松山竜也委員

休園になるとのことですが、今後、希望者が出れば元に戻る可能性はあるのでしょうか。

義務教育課長

そのように伺っております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

◎ その他③ 令和 7 年度（令和 6 年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考試験の結果について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

◎ **その他④ 県立図書館名誉館長の委嘱について**

生涯学習課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

◎ **その他⑤ 令和7年2月定例県議会について**

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

柳委員

No.55 について、通級指導を行っている学校が8校から16校に増えているということなのですが、通級指導の利用者は増えているのでしょうか。また、通級指導に関する生徒や保護者の理解は進んでいるのでしょうか。

特別支援教育課長

人数については、しばらくお待ちください。通級指導に対する理解については、教育相談までは結び付きますが、時間をとって通級指導を行うということが難しいと感じる生徒や保護者もいるようですが、以前に比べると理解は進んでいると思います。

柳委員

小・中学校においても通級指導については理解をしていただくことで、成果が出てきていますので、その成果の部分をしっかり伝えて、理解していただくことが大事なのではないかと思います。

特別支援教育課長

通級指導の成果については、生徒や保護者も実感されているところで、先日も通級指導を終了したという生徒もおりますし、その通級の成果が学校全体に広がるということも表れておりますので、そういったところをしっかりと伝えていきたいと思います。

木村委員

No.50 の高等学校における通級指導については、小・中学校では広く通級指導が行われているという印象がありますが、高校では受験をして入学してきますので、中学校からの引き継ぎなどが十分にできているのか少し懸念がありました。そのあたりはどのようなのでしょうか。

特別支援教育課長

受験の際に、受験の行い方について個々の生徒に対する支援の在り方が引き継がれますので、そのあたりで中学校での状況がよく分かるのではないかと思います。また、入学後に中学校からの情報も入ると思います。高校における通級指導は、全国的にも早い段階から始めておまして、学校数や利用している生徒数も多い状況で、先進的な取組を進めていると思います。

先程の柳委員からの質問について、通級による指導を受けている生徒数が45名、通級による指導につながる教育的支援を受けている生徒が66名、合わせて111名ということになっております。

松山竜也委員

No.58 の清武せいりゅう支援学校の医療的ケア児専用スクールバスについて、特別支援学校通学環境整備費を活用して、看護師のスクールバス同乗による医療的ケア児の通学支援は九州初だったと思います。試験的運行を踏まえて通学支援が行われてきたと思います。医療的ケア児支援法が施行されて3年が経過しますが、今後、医療的ケア児が通う、県内の他の特別支援学校への移動支援の充実に向けて、どのような方向性が教えてください。

特別支援教育課長

医療的ケア児の専用スクールバス利用は1月から始まりまして、まだ試行的運行を始めたばかりでありますので、清武せいりゅう支援学校の実績を研究して、安全・安心な運行や形態を追究していきたいと思っております。個別の配慮が必要な児童生徒ばかりですので、スクールバスの運行についても個別の配慮が必要になると思っております。例えば、専用スクールバスを増便したとしても、個々の児童生徒の実態に対応できるかということを含めて、難しい面があると考えております。

他県では、医療的ケア児をスクールバスに乗せているのは、本県同様、東京都及び神奈川県はモデル校のみ、また、令和4年度の調査において、その他の10府県では、保護者が事業所や福祉タクシー等と契約し、看護師を充てる費用を県が請け負うという形をとっている所もありますので、今後は福祉とも話し合っていかなければならない部分もあると思っております。様々な課題がありますので、しっかりと整理していく必要があると考えております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件に関しましては、これで終わります。

他に何かありますか。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回の令和7年度4月定例会は、4月17日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(14:59終了)